

「ざま男女共同参画推進指針（素案）」に関する意見公募（パブリックコメント）実施要領

1 意見募集の目的

市では、令和2年度で「第二次ざま男女共同参画プラン」の計画期間が満了するにあたり、令和3年度及び令和4年度の「ざま男女共同参画推進指針」策定に向けた作業を進めています。

この度、「ざま男女共同参画推進指針（素案）」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、市民の皆様の意見募集を行うものです。

2 意見提出期間

令和2年12月15日（火）～令和3年1月15日（金）

3 意見募集の対象

ざま男女共同参画推進指針（素案）

4 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤又は通学する方
- (3) 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又はその他団体
- (4) 本事案に利害関係を有する方

5 閲覧場所

市役所1階広聴人権課、市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、座間市公民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター

※閉庁日、閉館日は閲覧できません。

※市ホームページからも閲覧できます。

6 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付は行いませんので、ご了承ください。

(1) 直接持参、郵送、FAX の場合

① 記載事項

任意の用紙に次に掲げる項目の内容を記載してください。

・ 件名「ごま男女共同参画推進指針（素案）」に関する意見	
・ 案に対する意見	
・ 本人の情報	
市内に住所を有する方	住所、氏名、電話番号
市内に通勤する方	住所、氏名、電話番号、事業所の名称及び所在地
市内に通学する方	住所、氏名、電話番号、学校名及び所在地
法人などの団体	団体の名称、所在地、電話番号及び代表者氏名
利害関係を有する方	住所、氏名、電話番号（法人などの団体は事業所の名称、所在地及び代表者氏名）及び利害関係を有することを証する事項

② 提出方法

直接持参	座間市役所1階 広聴人権課 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）
郵送	〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所1階 広聴人権課 宛て ※令和3年1月15日（金）必着
FAX	046-252-0220 送信先：座間市広聴人権課 宛て

(2) 電子申請の場合

次のURLにアクセスし、必要事項を入力してください。

URL	https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142166-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10490
-----	---

7 意見及び対応の公表

皆様からいただいた意見、意見に係る検討結果及びその理由は、市ホームページなどで公表します。

(1) 意見を提出いただいた方の個人情報は、公表しません。また、適切な管理を行うとともに

に、ほかの用途にも使用しません。

(2) 提出いただいた意見に対し、個別の回答は行いません。

8 事務担当

座間市市民部広聴人権課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-8087 (直通)

FAX 046-252-0220